

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月31日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530159

研究課題名（和文） 疎外された人口と国際関係：社会的歪みと秩序への挑戦

研究課題名（英文） Marginalized Population and International Relations: Social Injustice and Challenges for Orders

研究代表者

西村 めぐみ (NISHIMURA MEGUMI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50287562

研究成果の概要（和文）：本研究は、国家権力から疎外された人口集団が、とりわけ、非平和的な手段を用いて要求を行うに到る現象とその国際関係及び国内社会への影響を分析した。こうした集団が、活性化され、非平和的手段により動員されていく過程においては、国家権力との関係が重要な要因であった。さらに本研究では、誰が、どのような状況下で、市民を狙った暴力行為を行うかという点を分析した。

研究成果の概要（英文）：This study has analyzed what factors have activated the politically-marginalized populations to challenge the existing orders through violent means, and their impacts upon international and societal relations. The most relevant factor for the mobilization has turned out to be their relations with the state institutions. The study also examines the conditions under which their violence had targeted at civilian populations.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1400,000	420,000	1820,000
2010年度	900,000	270,000	1170,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：国際政治学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：権力から疎外された人口集団、PoW Project、ICTY、内戦下の市民への暴力

1. 研究開始当初の背景

20世紀後半の国際関係は、テロリズム、ジェノサイド、内戦、暴動など、政治的原因に起因する暴力に満ちた時代であった。こうした激しい政治暴力は、国家権力が生み出すこともあれば、政治権力から疎外された人口集団から生成されることもあった。本研究の分析の対象は、この後者の現象である。

本研究において、疎外された人口集団とは、

国家権力による政策決定や資源の配分過程から除外された人口集団で、自らも既成の秩序に挑戦するだけの政治的、経済的、人的資源を動員できる能力を持つ者を指すと定義した。具体的には、テロリズム、反乱、暴動の主導者もしくは参加者のことを指す。

こうした国家権力から疎外された人々は、社会的弱者となり、国家権力に抑圧され、苦難の歴史をたどる事も多い。国際関係論においても、国際社会における弱者の人権保護の

立場から膨大な研究の蓄積があった。

その一方で、冷戦の終焉と共に、国際政治もしくは国内の社会的要因から派生したと考えられる政治暴力に対処することが大きな政策的課題と認識されるに至っている。現代における政治的な暴力は、国家権力による弾圧、抑圧、扇動に対する反応であるとするだけでは説明しきれない状況である。本研究は、とりわけ、国家権力から疎外された人口集団が、非平和的な手段を用いて要求を行う現象とその国際関係及び国内社会への影響を分析の対象とした。

以上の分野の先行研究の状況は、個別の人口集団ごとに非常に異なっていた。たとえば、テロリズムに関する先行研究は、特に、国際テロリズムに関して、欧米の学界では、過去20年近くの間膨大な数に上った。内戦下の市民を狙った殺傷のパターンについても、近年、極めて重要な研究があいついで出版されている。また反乱軍への参加者の属性とその取りうる戦術についても、同様に多くの重要な先行業績がある。

2. 研究の目的

以上のような背景を踏まえ、本研究は以下の点について新たな知見を加えようとした。①国家権力から疎外された人口集団を活性化させる国際的及び国内的な政治条件、特に、国家権力との関係、経済的及び社会的な状況を検討する。②彼らが取る戦術を明らかにし、その国際関係や国内社会に与える影響を分析する。③彼らは、政治過程に動員されたとしても、常に、非平和的な手段を取り続けているわけではない。紛争が避けえた重要な例外的事例は、将来の国際関係への教訓を残していると考えられるため、それを詳しく研究することとした。④最終的には、国家権力から疎外された人口集団をどのようにして平和的手段で民主主義体制に統合していくかという政策課題も検討した。

3. 研究の方法

本研究は、世界的な傾向を明らかにするために、当初から統計分析を中心として行った。しかし本研究は、小規模な研究プロジェクトであったため、多人数のスタッフを雇用して膨大な時間と費用を費やさなければならない社会調査の実施や一次データの収集は現実的ではない。そのため既に公開された二次データの分析を中心とし、一部、裁判記録などの一次資料をコードして分析した。

また以上の研究課題は、欧米の学界では、すでに多くの先行業績がある分野であった。本研究では、新しい知見を加えるために、以下のような方法を取ることにした。まず扱う

データは、過去の統計分析で利用される機会が少なかったにもかかわらず、データの質や収集方法の記録において十分実証的で体系的な社会科学研究に耐え得ると考えられる資料を利用した。

さらに計量的な分析からは、明らかにできないような力学が働いていると考えられる重要な例外的事例は、現地調査を行い、できる限り実証的な資料や情報を得ようと試みた。

具体的には、①国際テロ事件だけではなく国内テロ事件を含めたテロ事件を世界的規模で収集した Global Terrorism Database (GTD)、②世界の12ヶ所の紛争地帯で1999年に国際赤十字委員会(ICRC)が行った一般大衆の人道問題や紛争中の経験に関する社会調査 People on War (PoW) Project、③旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)検察官起訴状をもとに研究代表者がコードしたデータである。

③のICTY判決文に関しては、国際法研究者が国際法の観点から多くの研究を既に出版している。ICTY検察官起訴状もまた、紛争の背景に関する実証的な分析が記され、超大国の利害や国際法学者の現時点でのディスコースを反映した重要な歴史的記録である。しかしこうした高い価値にもかかわらず、ICTY文書を国際政治学の立場から実証的・計量的な分析をした研究は欧米の学界でも1-2篇しか見当たらない。本研究ではICTY検察官起訴状は、ジェノサイドもしくは殺戮事件の背景、加害者の属性、戦術を調査するために重要な資料として利用した。

分析を行うに当たっては、特定の集団に当てはまる議論を超えて、より一般化しうるように、先行業績で重要とされている要因を加えるようにした。

他方、国家権力から疎外された人口集団が、一旦、武力闘争の道をたどりながら、全面的内戦を避け、既存の国家に、合法政党として平和的手段により統合されたマケドニアの事例は、重要な例外的事例であった。そのため、2013年2月にはマケドニアで現地調査を行い、2012年2月には欧州の地域機構である欧州安全保障協力機構(OSCE)文書館(プラハ)で一次資料の調査を行った。特に、マケドニアでの現地調査は、短期間ではあったが、国家権力側、元反乱軍指導者また大学関係者から聞き取り調査をすることができ、非常に有意義であった。

4. 研究成果

(1)国家権力から疎外された人口集団が、非平和的な手段を用いて様々な要求を出す条件として、従来から、貧困、貧富の差、近代化(都市化)、競争的選挙の実施で示される

古典的な意味での民主主義の程度等が取り上げられていた。

本研究では、以上の要因の他に、国家権力と彼らとの関係が、国内テロを含むテロリズムにどのような影響を与えるかという点を明らかにした。その結果、合法的な司法権の行使の範囲外にある不当な逮捕、拘禁、殺害などの国家権力の抑圧が、テロ事件の発生と相関があることを明らかにした。

さらに政治的に重要な利益を代表している集団を政治過程から排除している場合、テロ事件が多発する傾向があった。また国際化した内戦など、地域国際関係も大きな影響が見られた。(雑誌論文④、学会発表②)

(2) 国家権力から疎外された集団と国家との暴力的な対立の一つの帰結が、テロ事件、内戦、人民の自決のための紛争と呼ばれるものである。その際、どのような属性を持った人々が狙われる傾向があるのかという点は、現在の内戦における暴力のパターンの研究で重要なテーマであった。またこの問題は、本研究の政治権力から疎外された人口集団の取る戦術という意味でも重要な関心事であった。本研究では、まず戦術として彼らを取りうる標的を分析した。

さらに本研究では、国際赤十字委員会が、世界12ヶ所の紛争地帯で1999年行った調査のPoWプロジェクトの中から、回答者の紛争時の被害の状況に関する回答を分析した。

その結果、特定の民族性、性別、年齢、戦闘員であったか非戦闘員であったかという紛争中の身分が、紛争時の被害に一定の相関があることを示した。しかし、本研究で明らかにできた最も重要な点は、以上の個人的で原初的な属性以上に、紛争前に、多くの住民が政治的な立場を明らかにし、政治的に分断された地域に居住していた人々が、数多くの惨禍を経験することになったことであった。(研究論文③、学会発表③)

(3) 反乱軍や準軍事組織の指導者が、紛争時における戦術として、特に、市民を狙った暴力を多用する状況の研究は、本研究においても重要な課題であった。本研究は、この問題をICTY 検察官の起訴状を利用して計量分析をした。

本研究では、国際人道法違反に関与した民兵などの準軍事組織隊員の属性や、こうした組織などが、どこで、なぜ、虐殺や民族浄化といった暴力行為に関与するのか、という社会的背景と戦術の面に焦点を当てたネットワーク分析を行った。

その結果、内戦下における市民への暴力は、犯人の属する民族集団が、戦前、優越的地位にあったが完全に支配していない地帯を狙うことが多いという試論的な結論を得た。こ

の仮説はKalyvasらが、ベトナム戦争という非対称の内戦で検証した結論であった。(Stathis N. Kalyvas and Matthew Adam Kocher, "The dynamics of violence in Vietnam: an analysis of the Hamlet Evaluation System (HES)," *Journal of Peace Research*, Vol. 46, No. 3 (May 2009), pp. 335-355.) 本研究のユーゴスラビア内戦でも、別の分析方法を用いて同様の試論的結論を得たことになる。

以上の分析は、現時点では、論文として出版できていないが、今後も修正の上、公刊したいと考えている。

(4) 重要な例外的事例の研究として2001年の「オフリッド枠組み合意」以後のマケドニア共和国の事例を取り上げた。つまりマケドニアでは、共和国独立以後、マケドニア人と少数民族アルバニア人の対立が続いていた。それは、1990年代末のコソボ独立紛争以後、武力闘争へと発展していった。

しかしマケドニアでは、国際機構・地域機構の仲介もあり、2001年、「オフリッド枠組み合意」を紛争当事者が調印し、ボスニア・ヘルツェゴビナのような全面的内戦は回避することができた。これ以後、少数民族の主だった代表者は、武装闘争を放棄し合法政党として政治過程に参入した。

マケドニアの事例は、少数民族が、一旦、武装闘争を開始しながら、それを放棄するという重要な例外的事例であった。そのため、現地調査を行い、国際社会による調停により平和的な解決が導かれた戦略的な背景、その後の成果と限界をまとめた。

紛争が全面的な内戦に及ぶ前に解決できた要因の一つとして、国家権力側も反乱軍側も、その生存の多くを国際社会に負っていたという特殊な事情が存在した。そして、国際社会がバルカン半島にこれ以上の紛争を拡大しないという強い意志で調停したことが重要であった。

しかし、紛争当事者が国際社会の調停に同意したとは言え、国内政治、経済構造は、自発的な紛争解決を永続化させる要因が必ずしも多く見られるわけではなく、その和解には、自ずと限界があった。またその平和の保障は、多くを国際社会の存在に負っていた。従って、これを今後どのようにして、より内発的な力学に変革していくかという大きな課題が残された。(雑誌論文②)

(5) 政治権力から疎外された人口集団が、政治的に活性化され、非平和的手段により、利益を要求することにより、紛争が生じた後、どのような措置が取られるべきかという問題がある。

本研究では、従来、検討されることが少な

かった恩赦措置が、権力から疎外された行為体を与える影響を分析した。その結果、恩赦措置は、一定の条件の下で、彼らが、暴力的手段に訴えることを抑止する傾向があった。(学会発表①)

(6) 暴力行為が行われた後の和平への移行措置について、大衆が何を考え望んでいるかという点については、現在まであまり議論されてこなかった。本研究では、前述した国際赤十字委員会の調査 PoW プロジェクトの一部に、紛争地帯の市民及び元戦闘員が、戦時における秩序について、どのように認識しているか、という問題を調査した部分があった。

この調査の部分を検討した結果、紛争地帯の大衆の多くは、戦時であっても、守るべきルールが存在し、それに違反した者は処罰されるべきであると回答している。またその回答者の中には、その処罰をする組織として、国内制度よりも、国際裁判を望む者が多い地域もあった。

紛争地帯で大衆が、秩序が存在することを確信している回答が多いのは印象的であった。言い換えるならば、こうした場所では、正義が実現されない限り、紛争の解決や現地の市民間の和解は困難であろう。

また人々の法や秩序の存在に関する意識は、その知識に多く影響され、民族性や紛争時の経験といった先験的な属性により固定されていない。そして、政府の政策や宣伝により人々の規範意識は、変化可能なものであり、暴力を容認する規範が固定的なものではないことが示唆された。

本研究の結論として言える点は、一般大衆の意識と認識は、穏健な政治文化への変化可能性を秘めたものであった。(雑誌論文①、学会発表④)

(7) なお以上の研究成果は、可能な限り、国際学会で発表し、ペーパーの提出を行った。また当該学会が発表ペーパー用のウェブ掲示板を設けている場合は、そこに公開して共有できるようにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① Megumi Nishimura, “Citizens’ Support for International Tribunals in War-Torn Societies: Knowledge and a Quest for Justice,” *Ritsumeikan Law Review* Vol. 30 (2013), pp. 1-33. 査読無し。
- ② 西村めぐみ 「「オフリッド枠組み合意」後

のマケドニアにおける予防外交—成果と限界—」『立命館法学』第 345・346 号 (2013 年第 5・6 号)、545—575 頁。査読無し。

- ③ Megumi Nishimura, “Political Cleavages and the Propensity for Victimization: Voices of Survivors,” *Terrorism and Political Violence* Vol. 24, Issue 3 (June 2012), pp. 415-436. (DOI:10.1080/09546553.2011.631635) 査読有り。
- ④ 西村めぐみ 「冷戦後の世界における国家暴力とテロリズム」『立命館法学』第 338 号 (2011 年 第 4 号)、349—397 頁。査読無し。
- ⑤ 西村めぐみ 「テロリズムの民間人犠牲者をめぐる歴史的動向の時系列分析—標的ごとの連動と地域別の特色—」『立命館法学』第 337 号 (2011 年 第 3 号)、324—372 頁。査読無し。

[学会発表] (計 5 件)

- ① Megumi Nishimura, “When Amnesty Deters Social Violence: Justice and Peace,” A Paper Presented at the 70th Annual Conference of the Midwest Political Science Association held at Chicago (Illinois, USA) on April 12-15, 2012.
- ② Megumi Nishimura, “State Violence and Terror Response,” A Paper Presented at the 69th Annual Conference of the Midwest Political Science Association held at Chicago (Illinois, USA) on March 31-April 2, 2011.
- ③ Megumi Nishimura, “Demographic Factors and the Propensity for Violence during Armed Conflicts: Voices of Survivors,” A Paper Presented at the 71th Pan-European International Relations Conference held at Stockholm (Sweden) on September 9-11, 2010.
- ④ Megumi Nishimura, “Retribution, Humanitarianism, or a Quest for Justice: Citizens’ Support for International Tribunals after Civil Wars,” A Paper Presented at the 71th Pan-European International Relations Conference held at Stockholm (Sweden) on September 9-11, 2010. (このペーパーは、②のペーパーを新しく発表するために出席した下記の学会で、主催学会事務局の了解を事前に得た上で、再度発表した。the 69th Annual Conference of the Midwest Political Science Association held at Chicago (Illinois, USA) on

March 31-April 2, 2011.)

- ⑤ Megumi Nishimura, “When Terror Groups Target at Civilians: Terror Ideologies and Learning as the Causes of Target Selection,” A Paper Presented at ISSS/ISAC Conference held at Monterey (CA, USA) on October 15-17, 2009.

(以上の学会報告論文題名は実際に提出したペーパーの題名である。)

[図書] (計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 めぐみ (NISHIMURA MEGUMI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50287562